○財務省告示第三百五十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

一　関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	三八・四トン
三	一四トン
四	三九、四八五トン
五	七五九トン
六	四トン
七	五トン
八	六トン
九	三三、七一八トン
一〇	六、〇八二トン
一一	七、三三八トン
一二	四六、八一二トン
一三	四、〇二一、四三四トン
一四	八二二、七五一トン
一四の二	三六七、九六〇トン
一五	五二二トン
一六	九、八四〇トン
一七	九六、四四四トン
一八	一一、三〇九トン
一九	一、一四七トン
二〇	二九〇トン
二一	二一、一八六トン
二二	二〇六トン
二三	四、五九三トン
二四	五三トン
二五	○トン
二六	一、四九四トン
二七	七、八〇五トン
二八	六トン
二九	三〇八トン

二　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一三	三、八九七、七一一トン
一四	二〇二、五四五トン

○財務省告示第三百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

1　平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十八万五千九百六十六トン

二　冷凍牛肉　二十二万千百四十三トン

2　平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各協定対象外輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十万二千百二十二トン

二　冷凍牛肉　九万二千八百三十トン

○財務省告示第三百五十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　五十五万四千四百二十七トン

二　生きている豚及び豚肉等　五十五万四千四百七十六トン

○財務省告示第三百五十四号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第四項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。以下同じ。）の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十九年十二月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十一月三十日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　八万二千三百四十四トン

二　冷凍牛肉　十二万三千三百七十二トン

○厚生労働省告示第三百六十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年一月一日から適用する。

平成二十九年十二月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療	第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療
一～四十一　（略）	一～四十一　（略）
四十二　糖鎖ナノテクノロジーを用いた高感度ウイルス検査	（新設）
イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状	
インフルエンザ	